

韮公園及び韮テニスセンター他1施設

指定管理者募集要項

令和5年4月

大阪市

建設局・経済戦略局

目 次

はじめに	1
1 韮公園指定管理者の募集について	2
2 韮公園の概要	3
3 指定期間	4
4 指定管理者が行う業務	4
5 管理運営経費	5
6 リスク分担	7
7 指定管理者の申請手続きに関する事項	7
8 指定管理予定者の選定	17
9 協定の締結	20
10 その他	20
11 担当	20

○別紙

- 1 韃公園指定管理業務の基準
- 2 リスク分担一覧表
- 3 韃公園及び韃テニスセンター他1施設管理運営業務基本協定書
- 4 韃公園及び韃テニスセンター他1施設管理運営業務年度協定書

○資料

- I 韃公園基本平面図
 - I-1 韃公園施設一覧表
 - I-2 指定管理者の管理対象外施設等一覧
- II 一般園地の管理運営に関する事項
 - II-1 韃公園維持管理業務仕様書
 - II-2 維持管理基本水準書<韃公園>
 - II-3 韃公園電気機械設備維持管理に関する事項
- III 韃テニスセンター等の管理運営に関する事項（韃公園）
 - III-1 韃テニスセンター等の電気機械設備維持管理に関する事項
- IV 広告事業推進業務仕様書（韃公園）
- V 行為許可の審査基準等

○参考資料

- 1 各施設の利用状況（令和元年度～令和3年度）
- 2 韃テニスセンター等管理業務に関する事業報告書（令和元年度～令和3年度）
- 3 韃公園施設保全計画（予定）
- 4 イベント等催事における公園使用料の考え方について
- 5 韃テニスセンター等ネーミングライツパートナー募集要項

○様式集

- 1-1 指定管理者指定申請書（単独法人等用）
- 1-2 指定管理者指定申請書（連合体用）
- 1-3 指定管理業務に関する連合体協定書（参考例）
- 2 指定申請に係る誓約書
- 3-1 法人等の概要
- 3-2 指定管理者申請団体役員名簿
- 4-1 障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）
- 4-2 障がい者雇入れ計画書
- 5 社会保険等の加入の必要がないことについての申出書
- 6 公園及びスポーツ施設の運営実績
- 7-1 施設の管理運営に関する事業計画書 1 施設の管理運営
- 7-2 施設の管理運営に関する事業計画書 2 事業計画
- 7-3 施設の管理運営に関する事業計画書 3 施設の有効活用
- 7-4 施設の管理運営に関する事業計画書 4 その他の提案（任意提出）
- 8 施設の管理運営に関する事業計画書（概要版）
- 9-1 社会的責任・市の施策との整合について
- 9-2 社会的責任・市の施策との整合について（支払賃金に関する提案書）
- 10-1 収支計画書（総括表）
- 10-2 収支計画書（収支計画明細書）
- 11 利益配分の取扱いに関すること
- 12-1 韃テニスセンター及び韃庭球場ネーミングライツパートナー申込書
- 12-2 ネーミングライツ誓約書
- 13-1 施設関係図書閲覧申込書
- 13-2 施設関係図書閲覧に関する誓約書
- 14 説明会参加申込書
- 15 質問票
- 16 指定管理者指定申請に対する辞退届

はじめに

大公園（中之島公園ほか10公園）の魅力向上に向けた基本方針について

大阪市では、韮公園を含めた大規模な都市公園（概ね 10ha 以上の都市公園、又は公園事務所があり地域の基幹となる都市公園。以下、「大公園」という。）について、個々の特性に応じた魅力向上を図っていくために、令和3年6月に「大公園（中之島公園ほか10公園）の魅力向上に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。基本方針では、大公園の魅力向上に向けた共通の考え方を、次のとおり定めています。

■共通の考え方

都市の基盤施設・地域の拠点としての質の高い公共空間の確保

都市公園は都市の中の貴重なみどりのオープンスペースであるため、都市公園が有する公共性を確保し続けながら、その機能を最大限に高めていくことが重要です。そのため、既存ストックを有効に活用するなど、創意工夫を凝らしながら、植栽を含めた公園施設の良好な維持管理を持続的に行い、質の高い公共空間を維持・創出していきます。

公園の新たな使い方・楽しみ方の促進

健康増進や文化の発信、子育て支援、地域コミュニティの形成など、多様化する利用者ニーズに応える場として、大公園は一層重要な存在になっています。そのため、現在の公園利用や施設の状態などに十分配慮した上で、公園の新たな使い方・楽しみ方を促進し、市民生活の質の向上を図っていきます。また、大公園の活用の幅を広げることで、コロナ禍における「新たな生活様式」の実践にも貢献していきます。

公園の特性に合わせた官民連携による公園マネジメントの導入

公園の効果的・効率的な管理運営や新たな担い手の育成が求められる中、市民や民間事業者の活力を最大限に活かすための仕組みを確立させることが重要です。多様な主体からなるプラットフォームの構築などにより、公園での活動とその効果が周辺にも派生していくよう、各公園の特性に応じた最適なマネジメント手法を導入していきます。

また、基本方針では、これら共通の考え方にに基づき、各公園の特性を踏まえたコンセプトを設定し、各公園の魅力向上に向け、多様な方が公園を主体的に使い・つくり・育てていくことが重要であるということを示しています。都心にありながら豊かな自然を有する韮公園は、都会の喧騒を忘れ、各々のライフスタイル・ライフステージに応じた利用ができる公園として、生活に潤いと活力をもたらすことを目指し、次のとおりコンセプトを設定しています。

■韮公園のコンセプト

様々なシーンで生活を彩り輝かせる都心のオアシス

参考 大公園（中之島公園ほか10公園）の魅力向上に向けた基本方針
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000533506.html>

1 韮公園指定管理者の募集について

(1) 韮公園の現状と課題

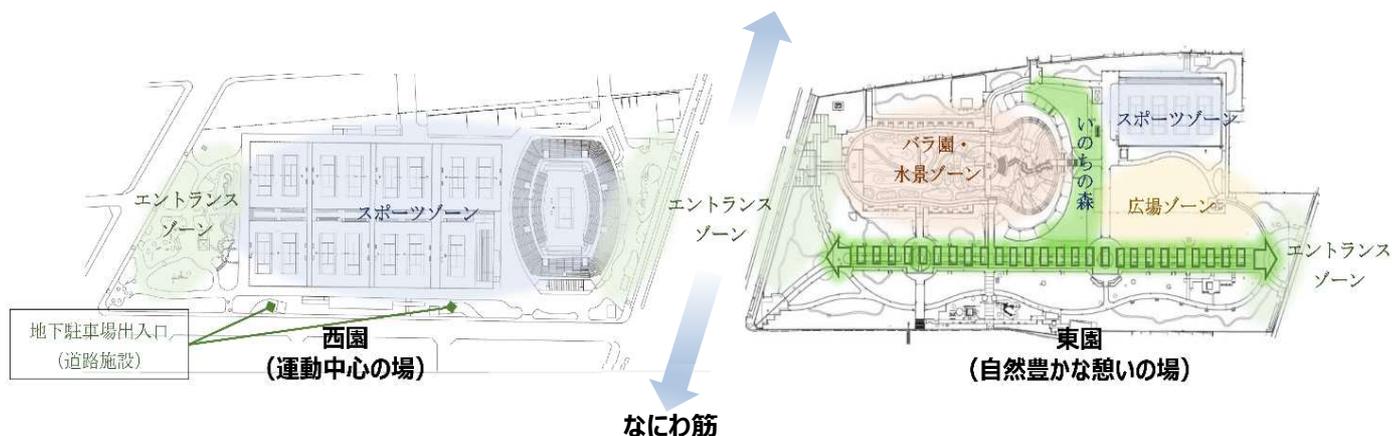
① 現状

韮公園が位置する西区は、良好な居住環境や交通の至便性が高く評価され、小中学校児童生徒数が増加するなど、人口増加の一途をたどっています。韮公園は、園地を縦断する都市幹線道路なにわ筋、Osaka Metro の路線が複数跨る本町駅や阿波座駅、2031 年度開業予定のなにわ筋線の新駅が近接するなど交通至便な立地であり、近年、公園周辺ではマンション建設が相次いでおり、子育て世代を中心とした住民が増加傾向にあります。

また、公園に接する四つ橋筋には大小様々な民間企業が集中しており、公園周辺にはカフェやレストランなどの個人飲食店も多くあることから、地域住民以外にも様々な方々が平日・休日を問わず公園を利用している状況にあります。

韮公園は、なにわ筋を挟んで東園と西園とに分かれており、それぞれが特色ある公園施設で構成されています。東園には、バラ園やケヤキ並木、いのちの森などがあり、自然豊かな緑に包まれた都市の中のオアシスとなっています。中でもバラ園は、2006年に大阪市で開催された「世界バラ会議」において「優秀庭園賞」を受賞しており、野生種からモダンローズまで世界各地のバラ約190品種約2,100株が、春から秋にかけて色とりどりの花を咲かせ、訪れる多くの人々を楽しませるなど、公園のシンボルとなっています。

一方、西園には、テニスコートが中心に配置され、約5,000人の観客を収容できるセンターコート（1面）をはじめ、サブセンターコート1面、一般コート14面、計16面の全天候型ハードコートがあり、個人利用から国際大会まで幅広く利用されています。



② 課題

近年、健康意識の高まりや新型コロナウイルスの感染拡大など、社会情勢が大きく変化している中、ゆとりある屋外空間の価値が改めて見直され、公園においても、多様なニーズに応えるサードプレイスとしての役割が期待されています。こうした中で、周辺に大小様々な企業のオフィスがある韮公園は、居住者を含めて公園を活用しようとする潜在的なニーズがあると考えられるものの、その多くを把握するには至っておらず、このようなニーズを具現化し、公園のポテンシャルを高めていくための仕組みが必要であると考えています。

また、新たなマンション建設による急激な人口増加を一因として、新旧の住民間のつながりが希薄となり、地域コミュニティの衰退が進むことも懸念されています。公園は、地域住民など多くの方々にとって身近なコミュニティ形成の場、交流の場であることから、韮公園においても、多様なステイクホルダーに対して公園の管理運営への関心と意識を高めていくことで、

こうした地域課題の解決に向けた活動の実践の場としての役割を果たすことが可能と考えています。

③ 管理運営の方向性

これらを踏まえ、韮公園が有する貴重なみどりのオープンスペースの役割を大切にしながら公園の利活用の促進し、さらなる公園の活性化を図るため、次の管理運営方針を定めます。

■管理運営方針

都市の基盤施設・地域の拠点としての質の高い公共空間の確保

バラ園をはじめとした自然豊かな空間の維持・向上を図るとともに、韮テニスセンター及び韮庭球場（以下、韮テニスセンター等）におけるスポーツ振興、健康増進に資する取組の推進

公園の新たな使い方・楽しみ方の促進

現状利用を踏まえながら地域住民や周辺で働く方々、公園利用者等が日常的に集い・交流する機会を創出するための、新たな公園活用の促進

公園の特性に合わせた官民連携による公園マネジメントの導入

地域住民や周辺で働く方々、公園利用者等が公園の将来的な観点も踏まえた利活用の方向性や利用ルールなど、公園の管理運営に関わることができる仕組みづくり

(2) 指定管理者の募集について

韮公園では、現状と課題を踏まえながら、質の高い公共空間の確保を前提とした上で、新たな公園活用やマネジメントの取組を展開し、公園に関わる方々が主体となって公園の活性化を实践していく必要があります。

それらの取組を通じて、韮公園のコンセプトを実現することを目的に、本募集では、管理運営方針に沿って、一般園地及び韮テニスセンター等の管理運営を効果的・効率的に行い、来園者に質の高いサービスを提供する業務（以下、「指定管理業務」という。）を行う事業者（以下、「指定管理者」という。）を募集します。

2 韮公園の概要

公園名称 韮公園

所在地 大阪市西区韮本町1丁目、2丁目

公園種別 総合公園

開設面積 96,723 m²

本募集の管理対象施設

- ・一般園地：バラ園、遊具広場、樹林地、トイレ等
 - ・有料施設：韮テニスセンター（センターコート、一般コート。以下同じ）、韮庭球場
- （注）公園内には、指定管理者の管理対象外の施設もあります。詳細は、資料I-2を参照してください。

3 指定期間

令和6年4月1日を始期日とし、5年間（指定管理者が事業終了の際に原状回復に要する期間を含む。）を指定期間とします。

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収するとともに、取消しに伴う大阪市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

なお、指定期間の満了又は指定の取消しにより、指定管理業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理業務により既存施設の現状を変更又は破損若しくは汚損した部分について、大阪市が定める期間までに指定管理者の負担で原状回復していただきます。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営の方針・基準

韮公園の管理運営における成果目標として、次のとおり目標数値を設定することとし、指定管理者はその目標数値の達成に努めるとともに、自己評価を行ってください。目標数値は過年度の実績を踏まえ毎年度見直すこととし、成果目標の項目を大阪市と指定管理者の協議により新たに設定することがあります。

(ア) 公園及び各有料施設の利用者満足度：85%以上

(イ) 有料施設の利用率（年間）

・韮テニスセンター（センターコート）：40%以上

・韮テニスセンター（一般コート）：70%以上

・韮庭球場：85%以上

(2) 指定管理者の業務の範囲

ア 目的事業

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下、「公園条例」という。）第25条に規定する業務に関し、次のとおり実施してください。業務の詳細については、別紙1を参照してください。

(ア) 施設の管理に関する業務

(イ) 施設の運営に関する業務

(ウ) 多様な主体との連携及び調整に関する業務

(エ) 利用促進・プロモーション等に関する業務

(オ) 事業報告書の作成

(カ) 自己点検に関する業務

(キ) 指定期間終了にあたっての業務

(ク) その他業務

イ 施設を活用した自主事業

指定管理者は、韮公園の特性なども踏まえた上で、韮公園のコンセプトの実現に向け、他施設との連携、地域との連携などにより公園の活性化に資する自主事業に関する業務を行ってください。なお、自主事業の実施に伴い、各管理運営業務仕様書の変更が必要となる場合は、大

阪市と協議の上、仕様を定めるものとします。業務の詳細については、募集要項7(8)を参照してください。

(3) 業務の第三者への委託

ア 指定管理業務の総合的企画及び業務遂行管理については、これを第三者に委託できません。また、本要項の4(2)アに定める指定管理業務のうち、(イ)、(ウ)、(オ)は指定管理者の主たる業務であるため、これを第三者に委託できません。ただし、(ウ)の業務において、プラットフォームの調整役やコーディネーターなど実際の進行等の実務に従事する人員についてはこの限りではありません。

工事及び修繕・補修を除く指定管理業務を第三者に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。また、当該委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表します。

イ 第三者委託及び再々委託（以下、「第三者委託等」という。）する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対する適切な指導、管理を行った上で業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と第三者委託等の契約を締結してはなりません。また、第三者委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(4) 点検・報告

指定管理者には、鞆公園について、利用者の意見、要望等を把握し、指定管理業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市の報告していただきます。また、大阪市と指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

指定管理者は、毎年度終了後2か月以内に、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を大阪市の提出する必要があります。ただし、やむを得ない理由により2か月以内に事業報告書を提出することができない場合には、あらかじめ大阪市の承認を得て提出を延期してください。

大阪市の、提出された事業報告書と自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は大阪市のホームページで公表します。

5 管理運営経費

(1) 一般園地における業務代行料の支払い

大阪市の、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに指定管理者と協議の上、一般園地の指定管理業務に係る業務代行料を大阪市の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

業務代行料の上限額は、次のとおりとし、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づいて、分割（7月、10月、1月、翌年度4月を予定）して支払います。支払方法等については、年度協定で定めます。

一般園地における業務代行料の上限額（年額） 66,710千円

損失が発生した場合について、大阪市は補填を行いません。自然災害等の不可抗力等の場合については、本要項6を参照してください。また、業務の内容や管理水準等を大阪が見直した上で、業務代行料を変更することがあります。ただし、自主事業の実施に伴う業務仕様の変更を理由に、業務代行料を増額させることはありません。

なお、業務代行料は、別紙1の2(3)に示す「多様な主体との連携及び調整に関する業務」の費用を含む金額として設定としています。

(2) 韃テニスセンター等の基本納付金の納入

韃テニスセンター等の業務代行料の支払いはなく、韃テニスセンター等の指定管理業務に係る管理運営経費は施設の利用料金収入や事業収入等で賄ってください。また、下限額を次のとおりとし、大阪市と協議し定めた額を基本納付金として大阪に納めてください。

韃テニスセンター及び韃庭球場にかかる基本納付金の下限額（年額） 25,000千円

なお、基本納付金の設定に当たっては、韃テニスセンター等の指定管理業務に係る管理運営経費に、別紙1の2(3)に示す「多様な主体との連携及び調整に関する業務」の費用を含むものとして、設定しています。

(3) 会計区分

目的事業（記録及び帳票等の作成含む。）と自主事業に係る会計は区分して行ってください。また、一般園地と韃テニスセンター等の会計もそれぞれで区分してください。なお、別紙1の2(3)に示す「多様な主体との連携及び調整に関する業務」に必要な費用は、一般園地又は韃テニスセンター等のいずれか若しくは両方ともに計上することが可能です。

(4) 利益配分

一般園地、韃テニスセンター等のそれぞれの会計で、各事業年度の収支合計において、総収入から総支出を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入の一定割合（A）を上回った場合、その上回った金額に一定の配分率（B）を乗じることにより算出した金額を、下記(イ)、(イ)のとおり、改修費に充当していただきます。最終年度に利益配分が発生した場合は、その相当分を大阪に納入するものとします。

なお、前述のAは5%を上限値、Bは50%を下限値として提案することができます。

参考1 利益配分の算出例（A：5.0%、B：50%の場合）

単位：千円

総収入	総支出	利益	利益/総収入	総収入×A	利益配分対象額	翌年度改修費対象額 (対象額×B)
60,000	56,000	4,000	6.7%(>5.0%)	3,000	1,000	500

参考2 利益配分の算出例（A：2.0%、B：60%の場合）

単位：千円

総収入	総支出	利益	利益/総収入	総収入×A	利益配分対象額	翌年度改修費対象額 (対象額×B)
60,000	56,000	4,000	6.7%(>2.0%)	1,200	2,800	1,680

(ア) 一般園地における利益配分

一般園地の会計区分における各事業年度の収支合計において、業務代行料を含む総収入から総支出を差し引いて、利益配分が発生する場合、利益配分される金額を大阪市と協議の上、公園利用者の利便性・快適性向上に寄与する、一般園地における公園施設の翌年度改修費に充当してください。また、改修を実施後、その内容を本市に報告する必要があります。

韃公園の良好な維持管理に、より効果的に還元するための方策（整備内容、整備箇所など）についても提案してください。充当する予定の費用は当該年度の修繕引当金に計上することができます。

(イ) 韃テニスセンター等における利益配分

韃テニスセンター等における各事業年度の収支合計において、総収入から基本納付金を含む総支出を差し引いて、利益配分が発生する場合、利益配分される金額を大阪市と協議の上、スポーツ施設利用者の利便性・快適性向上に寄与する、韃テニスセンター等における施設の翌年度改修費等に充当してください。また、改修を実施後、その内容を本市に報告する必要があります。

韃テニスセンター等の良好な維持管理に、より効果的に還元するための方策（整備内容、整備箇所など）についても提案してください。充当する予定の費用は当該年度の修繕引当金に計上することができます。

6 リスク分担

指定期間内における指定管理業務の主なリスクは、別紙2のとおりとします。

7 指定管理者の申請手続きに関する事項

(1) 募集要項等のダウンロード

令和5年4月21日（金）から令和5年8月10日（木）までに建設局ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kensetsu/0000597407.html>

(2) 施設関係図書閲覧

申請予定者に対して、次のとおり施設関係図書の閲覧（カメラ等での撮影可）を申込法人等ごとに行います。

ア 閲覧期間

令和5年5月11日（木）から5月24日（水）まで（5月12日（金）は除く）

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

※閲覧日時は、閲覧申込受付後に別途通知します。

イ 閲覧場所

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課会議室

大阪市福島区野田1-1-86 大阪中央卸売市場業務管理棟9階

ウ 閲覧申込み

施設関係図書の閲覧を希望する法人等は、令和5年4月28日（金）午後5時までに、「施設関係図書閲覧申込書【様式13-1】」を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記の上、E-mailで送付してください。

E-mail：siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp

※件名を「鞆公園図書閲覧申込み」とし、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。またE-mail送付前に、必ずウイルスチェックを行ってください。

エ その他

- ・ 閲覧は、閲覧希望法人等ごとに行います。閲覧人数は1の法人等について3名までとします。
- ・ 閲覧の際には、「施設図書閲覧に関する誓約書【様式13-2】」を必ず持参してください。
- ・ 閲覧図書は、本募集への参加を目的に使用するものですので、閲覧により得られた情報及びカメラ等での撮影データ等は、本目的以外に使用、貸与、譲渡及び売買を行ってはなりません。
- ・ 閲覧図書（図面）は建設時の設計図面であり、現状と異なる場合は現状を優先します。したがって、本図面等の使用によって発生した直接又は間接の損害について、大阪市は一切の責任を負いません。
- ・ 閲覧時において、質問は受け付けません。質問がある場合は、本要項のp.9に記載の手続きにより受け付けます。

(3) 現地見学会等

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり現地見学会及び机上説明会（以下、「現地見学会等」という。）を開催します。

ア 開催日

令和5年5月12日（金）

※開始時間等の詳細は、参加申込受付後に別途通知します。

イ 開催場所

鞆公園内

※開催場所の詳細は、参加申込受付後に別途通知します。

ウ 参加申込み

現地見学会等に参加を希望する法人等は、令和5年4月28日（金）午後5時までに、「説明会参加申込書【様式14】」を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記の上、E-mailで送付してください。

E-mail：siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp

※件名を「鞆公園現地見学会参加申込み」とし、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。またE-mail送付前に、必ずウイルスチェックを行ってください。

エ その他

- ・ 参加人数は、1の法人等について2名までとします。
- ・ 募集要項等の資料は各自ご持参ください。
- ・ 現地見学会等への参加は必須ではありませんが、申請予定者はできる限り参加してください。

- ・ 現地見学会等で配布する資料については、後日、建設局ホームページに掲載します。
- ・ 現地説明会等において、質問は受け付けません。質問がある場合は、本要項の7(4)に記載の手続きにより受け付けます。

(4) 質問・回答

質問がある場合は、「質問票【様式15】」をE-mailで送付してください。電話、FAX、来訪による質問の受付は行いません。

E-mail：siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp

※件名を「鞆公園質問」とし、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。またE-mail送付前に、必ずウイルスチェックを行ってください。

ア 受付期間

令和5年6月8日（木）から6月9日（金）午後5時まで

イ 質問に対する回答

令和5年7月7日（金）（予定）までに、建設局ホームページに掲載します。なお、質問内容によっては、複数回に分けて回答を行う場合があります。

ウ その他

- ・ 質問は1の法人等につき、できる限りまとめて送付してください。
- ・ 質問に対する回答について、再度質問を受け付ける場合があります。その場合、詳細は建設局ホームページに掲載します。

(5) 申請の受付

申請書類は、次の提出期間内、提出場所に必ず持参してください。送付、FAX、E-mailによる提出はできません。なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和5年8月7日（月）から8月10日（木）まで

午前9時30分から正午、午後1時から午後5時まで

※上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

イ 提出場所

大阪市建設局公園緑化部調整課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階

(6) 申請資格

指定申請書提出時点において、次のアに定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。なお、複数の法人等を構成団体とする連合体（以下、「連合体」という。）で申請する場合は、イ及びウの要件に該当すること。個人での申請はできません。

ア 申請する法人等に関する要件

- (ア) 公園条例第21条の規定に該当していないこと。
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (ウ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (エ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく

入札等除外措置等を受けていないこと。

- (オ) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと。
- (カ) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。
- (キ) 法人税、消費税及び地方消費税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の滞納がないこと。
- (ク) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入の必要がないものを除く）。
- (ケ) 公園及びスポーツ施設の運営実績（いずれの業務も人材派遣のみの実績は除く。）が、申請時において 3 年以上あること。

イ 連合体に関する要件

- (ア) 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること。
- (イ) 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下、「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- (ウ) 連合体の構成団体（代表法人等含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行に当たり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- (エ) 連合体として本要項の 7(6)アの要件を満たすこと。
- (オ) 申請書類提出後、連合体の代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等含む。）に関する要件

- (ア) 全ての構成団体がア(ア)～(ケ)の条件を満たすこと。
- (イ) 構成団体のいずれかがア(ケ)の条件を満たすこと。
- (ウ) 単独で応募申請した法人等は本案件において、連合体の構成団体となることができない。
- (エ) 各構成団体は本案件において、複数の連合体の構成団体となることができない。

(7) 提出書類

ア 指定管理業務のうち、目的事業と自主事業に関する業務に分けて提出してください。

イ 申請しようとする法人等は、次表に掲げるそれぞれの業務の書類を正 1 部、副 15 部（副は複写可。以下同じ。）の計 16 部と、そのデータ（データ形式は、Microsoft Excel、Microsoft Word2016、Microsoft PowerPoint（いずれも Office 2016 以降のバージョン）又は PDF データとします。提出時点において必ずウイルスチェックを行っておくこと。）を保存した CD-R 又は DVD-R を 2 部、提出してください。

ウ 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。

エ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む。）の記載は正 1 部のみとし、

副 15 部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称（会社形態含む。）等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が特定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市で黒塗り等の措置を行う場合があります。

提出書類

<p>1-1 指定管理者指定申請書 様式 1-1（連合体の場合は様式 1-2）に必要事項を記入し提出すること。</p>	<p>様式 1-1 又は 様式 1-2</p>
<p>1-2 指定管理業務に関する連合体協定書又はこれに相当する書類 連合体で申請する場合は、様式 1-3 を基に連合体協定書を作成するか、これに相当するものを作成し、提出すること。</p>	<p>様式 1-3 又は 自由様式</p>
<p>1-3 指定管理者指定申請に係る誓約書 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	<p>様式 2</p>
<p>1-4 法人等の概要 法人等の現在の状況について、記入すること。連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	<p>様式 3-1</p>
<p>1-5 指定管理者申請団体役員名簿 法人等において役員と位置づけている者全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。</p>	<p>様式 3-2</p>
<p>1-6 役員の履歴書 1-5 で提出した名簿全員の履歴書とする。</p>	<p>自由様式</p>
<p>1-7 障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所への報告義務のある法人等は、厚生労働大臣が定める様式（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に規定する様式）を提出すること。連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。 なお、公共職業安定所への報告義務のない法人等は、様式 4-1 の「障がい者雇用状況報告書」を提出すること。</p>	<p>厚生労働大臣の定める 様式 又は 様式 4-1</p>
<p>1-8 障がい者雇入れ計画書 1-7 において報告義務のある法人等で、障がい者の法定雇用率未達成企業については提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。</p>	<p>様式 4-2</p>
<p>1-9 社会保険等の加入状況の写し 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の直近 1 回分の労働保険料の領収書の写し等を提出すること。 年金事務所又は健康保険組合発行の直近 1 回分の健康保険料の領収書の写し又は厚生年金保険料の領収書の写し等を提出すること。 加入義務がない場合は、様式 5 の「社会保険等の加入の必要がないことについての申出書」を提出すること。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	<p>各領収証書の写し等 又は 様式 5</p>
<p>1-10 事業報告書 直近 3 決算期又は 3 事業年度分の実績を提出すること。 法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	<p>自由様式</p>
<p>1-11 決算書類等の写し 直近 3 決算期又は 3 事業年度分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表、監査報告書等を提出すること。 法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	

<p>1-12 法人税申告書の写し及び会社事業概要書（総括表）の写し又は法人事業概況説明書の写し 直近3決算期又は3事業年度分を提出すること。 法人税申告書の写しは、別表1、別表4及び別表5の部分のみ提出すること。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-13 法人等の事業計画書 申請日の属する日の年度のもの。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-14 法人等の収支計画書 申請日の属する日の年度のもの。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-15 定款又は寄附行為 直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-16 印鑑証明書 申請者が登録している印鑑で、提出日において発行の日から3月以内のもの。</p>	
<p>1-17 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その3の3」で提出すること。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-18 本店所在地の法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書 直近3年度分。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-19 法人等の登記事項証明書 直近のものとする。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類。なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	
<p>1-20 公園及びテニスコートの運営実績 連合体の場合は構成員ごとに提出すること。</p>	様式6
<p>1-21 施設の管理運営に関する事業計画書 指定管理業務に関する事業計画書を提出すること。</p>	様式7-1～4
<p>1-22 施設の管理運営に関する事業計画書（概要版） 1-21事業計画書の概要版を、様式の指定どおり提出すること。</p>	様式8
<p>1-23 社会的責任・市の施策との整合について 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	様式9-1
<p>1-24 社会的責任・市の施策との整合について（支払賃金に関する提案書） 連合体の場合は全ての構成員ごとに提出すること。</p>	様式9-2
<p>1-25 収支計画書 指定期間分の指定管理業務に係る総括表と収支計画明細書を、様式の指定どおり提出すること。</p>	様式10-1～2
<p>1-26 利益配分の取扱いに関すること 利益配分の取扱いについて様式の指定どおり提出すること。</p>	様式11
<p>1-27 靱テニスセンター及び靱庭球場ネーミングライツパートナー申込書・誓約書 参考資料5を参照の上、提出すること。</p>	様式12-1～2
<p>1-28 選定結果通知用封筒一式 長形3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（244円）を貼付したものを1通。</p>	長形3号

(8) 提案を求める内容

韮公園の管理運営方針を踏まえた上で、次のアからエについて必ず提案してください。提案にあたっては、韮公園の特性を踏まえ、持続的に魅力を発揮することができるよう良好な維持管理や地域や施設間での連携による取組などの提案を期待しています。

ア 指定管理業務

韮公園の管理運営方針を踏まえて、効果的・効率的に運営するための提案書（事業計画書及び収支計画書）を提出してください。なお、指定管理者として、社会ニーズ及び利用者ニーズを捉えた事業全体及び各施設の事業計画と各施設を活用した事業計画等の提案を行ってください。

(ア) 施設の管理運営に関する事業計画書

i 施設の管理運営

- ・ 管理運営方針について
- ・ 平等利用の確保について
- ・ 開館時間・休館日について
- ・ 利用料金について
- ・ 当該施設に配置する職員の体制について
- ・ 配置する職員に対する研修等計画
- ・ 個人情報の保護・情報公開についての考え方
- ・ 再委託について
- ・ 安全管理・危機管理

ii 事業計画施設の維持管理方針

- ・ 施設の維持管理計画
- ・ サービス向上策
- ・ 利用者の満足度の把握・利用促進策

iii 施設の有効活用

iv その他の提案

(イ) 社会的責任・市の施策との整合について

- ・ 環境への取組
- ・ 個人情報保護など人権に関する取組
- ・ 就職困難者等の雇用への取組
- ・ 女性活躍促進などに関する取組
- ・ 支払賃金に関する提案

(ウ) 利益配分の取扱いに関すること

イ 事業全体のマネジメント計画及び実施体制に関する提案

(ア) マネジメント計画

韮公園の現状や多様な利用者ニーズなどを常に把握しながら、公園全体の管理運営と魅力向上を相乗的に進めるために、事業全体をマネジメントする計画について必ず提案してください。提案を求める事項は次のとおりです。

- ・ 事業全体のスケジュール
- ・ プラットフォームやコーディネーターなども活用した事業実施フロー
- ・ 事業の評価・改善の仕組みも盛り込んだPDCAサイクルの考え方

(イ) 実施体制

上記のマネジメント計画を実践するための実施体制について必ず提案してください。提案を求める事項は次のとおりです。

- ・ 民間事業者ならではのアイデアやノウハウを活かした効果的な実施体制
- ・ 指定管理者内での連携・調整体制
- ・ 周辺の施設や地域団体などとの連携の仕組み

ウ 自主事業

自主事業について、現状利用への配慮、地元との調整及び実現可能性を前提とした上で、下記に示す(イ)求める取組の方針と取組例を参考にしながら、民間企業が持つ柔軟な発想から生まれる新たなプログラム・各種教室・イベントなどのソフト事業の提案をしてください。提案に当たっては、公園内や周辺の施設、多様な主体などとの連携を図る事業を積極的に求めます。

なお、提案されたソフト事業の実施に際しては、地域との調整や施設の構造上、提案したソフト事業が実施できない場合があります。また、令和6年度に整備予定の広場におけるソフト事業については、整備後に本市と協議のうえ決定するものとします。

(ア) 現況

西園は、韮テニスセンター等の運動施設を中心とした施設が配置され、国際大会が時折開催されています。東園は、バラ園や水景施設があり、都心における憩いの場として利用されているとともに、ケヤキ並木や昆虫や野鳥の生息地となっている「いのちの森」があり、自然豊かで都心における貴重な緑のオアシスとなっています。また、西園ではスポーツイベントや音楽コンサートなど、東園では「花と彫刻展」や「バラ園コンサート」などが年に1回開催されています。

(イ) 求める取組の方針

都市の基盤施設・地域の拠点としての質の高い公共空間の確保

① 既存施設の特性を活かしながらその特性や可能性を高める取組

(取組例)

- ・バラ園の見学ツアー
- ・バラ園の芝生エリアを活用したヨガ教室
- ・バラ園のバックヤードを活用したバラの育成体験
- ・いのちの森など自然豊かな緑を活かした自然学習教室
- ・テニスの国際大会等に合わせたスポーツ施設と一体となったイベント

公園の新たな使い方・楽しみ方の促進

② 利用者等が日常的に集い・交流する機会を創出する取組

(取組例)

- ・子どもや子育て世代を対象とした各種教室やプログラム
- ・地域の祭り、運動会
- ・ウォーキング教室
- ・アート作品の展示

公園の特性に合わせた官民連携による公園マネジメントの導入

③ 地域と連携したまちの活性化に寄与する取組

(取組例)

- ・周辺地域の企業や店舗等と連携した各種教室やプログラム、イベント

※上記の取組や既存の取組と連携・連動して実施する仮設物による飲食サービスの提供や関連グッズの物販等の提案も可能です。

※スポーツ施設を活用した事業を実施する場合は、資料Ⅲの4（5）の要件を満たしてください。

エ 収支計画

- (ア) 指定管理業務について、指定期間における各年度の収支計画を主な収入、支出項目に区分の上、提案してください。収支計画は、一般園地と韌テニスセンター等に区分し、それぞれの会計区分において目的事業と自主事業に区分し提案してください。なお、多様な主体との連携及び調整に関する業務に必要な費用計上については、別紙1を参照してください。
- (イ) 韌テニスセンター等内で各種教室等を開催する場合、当該使用区分及び当該参加者に係る施設利用料は、指定管理業務における韌テニスセンター等の「利用料金収入」に含め、当該施設利用料を除いた収入は、指定管理業務における「教室等収入(韌テニスセンター等)」に含めてください。
- (ウ) 自主事業に関する業務に係る事業収支は、全て計上してください。その上で利益が生じる場合は、その額を指定管理業務の「その他収入」に計上してください。
- (エ) 指定管理業務に係る業務代行料は、韌公園の管理に必要な全ての経費から、利用料金収入、

事業収入及びその他収入を差引いた額となります。

(オ) 提出された収支計画書は、参考見積りとして扱い、大阪市が負担する業務代行料の金額は別途年度協定で定めます。

(9) 失格事項

指定管理者指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

ア 本要項の7(6)に定める申請資格を満たさなくなった場合

イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合

オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入又は支出の見込みについて著しく妥当性を欠く等、指定管理予定者として不適格と認められる場合

カ 大阪市が求める補正及び追加資料等（以下、「補正等資料」という。）が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合

キ その他不正・不誠実な行為があった場合

(10) 申請上の注意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

イ 申請書類の提出は、1の法人等又は1の連合体につき1案限りとします。

ウ 提出書類に不足がある場合は、申請を受理しません。また各年度の指定管理業務に係る業務代行料が、大阪市が提示する指定管理業務に係る業務代行料を上回っている場合は、申請を受理しません。

エ 原則として、提出書類の修正は認めません。ただし、大阪市が申請書類を受け付け後、補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。なお、補正等資料の受付をもって申請書類を受理しますが、本要項の7(9)カのとおり大阪市が指定する期限までに補正等資料が提出されなかった場合は失格となります。

オ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。

カ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪市が必要と認める場合は、申請書類（イメージパース等を含む。）の内容を無償で使用できるものとします。

キ 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。

ク 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開請求又は情報提供により公開される場合があります。公開する内容は、当市条例等の基準に則り大阪市の判断で決定します。

ケ 指定管理者となった法人等が提出した指定管理業務の事業計画書は、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。

コ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何にかかわらず、原則として返却しません。

- サ 選定委員、本件業務に従事する大阪市職員並びに本件関係者に対し、本申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格となることがあります。
- シ 申請書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式 16）を提出してください。

8 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、公園条例第 22 条の規定に基づき、

- ア 公園及び公園内施設の利用について平等な利用が確保されていること
- イ 公園及び公園内施設の利用において、利用者の安全を確保するための措置が講じられていること
- ウ 公園及び公園内施設の設置目的に照らし、その効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること
- エ 公園及び公園内施設の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること
- オ 多様な主体との連携を促進し柔軟な公園活用を実現するための仕組みを構築すること
- カ その他、公園及び公園内施設の適正な管理を行うことに支障がないこと

等を総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

(2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査及びヒアリングによって行います。ただし、申請者が多数の場合は、書類選考によりヒアリングの対象となる申請者を選定します。

申請者が 1 の法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

提案内容について、大阪市が求める基準を満たしているかどうかを明確にするため、管理経費の縮減に係る価格点評価点（25 点）以外の選定項目 75 点のうち、6 割にあたる 45 点を基準点とし、基準点以上であれば適合、基準点未満であれば不適合とします。

なお、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入又は支出の見込みについて妥当でない等、特定の項目において著しく評価が低い場合は失格とする場合があります。

(3) 指定管理者の配点表（100点）

選定項目	審査の視点
申請団体	配点：5 点
	・ 経営状況は健全か、また納税状況は適正か。
施設の設置目的の達成及びサービスの向上	配点：55 点
《施設の管理運営》 配点：10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営の方針は、各施設の特徴を踏まえた上で、韋公園のコンセプトの実現につながる適切なものとなっているか。 ・ 施設の適正な維持管理や利用者サービスの向上等を目的とした、事業の評価・改善の仕組みも盛り込んだ効果的な PDCA サイクルを構築する計画となっているか。 ・ 実績やノウハウを活かした効果的な業務実施体制となっているか。 ・ 施設の平等利用が確保されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理の知識や経験を有し、効率的かつ安全に配慮した職員配置となっているか。 ・ 職員への研修及び職員の業務能力開発並びにマニュアル作成等は適切なものとなっているか。 ・ 個人情報の保護及び情報公開に対する考え方が具体的に示されているか。 ・ 災害や施設の安全管理への対応及びリスクへの備えが具体的に示されているか。
《事業計画》 配点：30点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理方針は独創性のある、施設の設置目的に照らして効果的で、韮公園のコンセプトの実現につながる適切なものとなっているか。 ・ 韮公園の施設特性に応じた適切な維持管理計画となっているか。 ・ とりわけ植栽管理は、公園のゾーニングや利用状況などを踏まえた適切な管理計画となっているか。 ・ 具体的かつ実現性のある計画となっているか。 ・ 利用者負担は適正なものか。 ・ 利用者ニーズに応じて市民サービスの向上を図る効果的な計画及び実施フローとなっているか。 ・ 利用者モニタリングの仕組みは適切なものとなっているか。 ・ 広報や情報発信も含めた利用促進策は効果的な計画となっているか。 ・ 韮公園のバラ園のテーマやコンセプトをよく理解した上で、大阪市が提示する業務水準以上の管理手法及び管理計画となっているか。 ・ 韮公園のコンセプトや周辺地域の特性を踏まえた、一般園地及びスポーツ施設の自主事業を提案しているか。
《施設の有効活用》 配点：15点	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォームを効果的に運用し、多様な主体との連携を促進する仕組みが構築されているか。 ・ 新規のプレイヤーが応募しやすく、自由な発想が生まれやすくなる仕組みとなっているか。 ・ プレイヤーの柔軟な発想によるプログラムが実現されるような支援業務となっているか。 ・ コーディネート業務や実施するプログラムについて、より多くの人々の関心が高まる情報発信となっているか。 ・ 翌年度の業務改善に向けた当年度の業務の効果検証や課題抽出を効果的に行える仕組みとなっているか。
社会的責任・市の施策との整合	
配点：10点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した取組がなされているか。 ・ 個人情報保護など人権に関する取組がなされているか。 ・ 就職困難者等の雇用への取組がなされているか。 ・ 女性活躍促進の取組がなされているか。 ・ 賃金や労働条件の向上に関する取組がなされているか。
管理経費の縮減	
配点：30点	
配点：25点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格点評点（大阪市が負担する業務代行料及び基本納付金、韮テニスセンター等ネーミングライツパートナー契約金額に基づき採点）

配点：5点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計画が事業計画と整合しているか。 ・ 積算根拠は明確か。 ・ 韮公園の良好な維持管理に、より効果的に還元される利益配分の提案がなされているか。
合計	100点

(4) 選定結果

上記の選定基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請を行った法人等を、指定管理予定者に選定します。

選定結果については、全ての申請団体の名称を含め、申請者全員に書面で通知するとともに、大阪市ホームページ等により公表します。

なお、得点が同点の場合は、価格点評価が高い方の申請団体を上位とします。

指定管理予定者選定後に協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

9 協定の締結

指定管理予定者と大阪市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定は市会の指定の議決を条件として、基本協定となります。また、年度ごとに年度協定を締結します。基本協定の内容は別紙3を、年度協定の内容は別紙4を参照してください。

10 その他

- (1) 本要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。
- (2) 指定管理予定者は、別紙1 P10、2(6)に記載のとおり、指定期間の始期日までに業務チェックシートを作成し、大阪市に提出してください。
- (3) 指定管理者は、指定管理業務の引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、一般園地の指定管理業務については大阪市、韮テニスセンター等の指定管理業務は前指定管理者から引き継ぎを行ってください。引き継ぎによって発生する費用のうち、指定管理者に関する部分は指定管理者の負担となります。
- (4) 本募集と併せて、韮テニスセンター等におけるネーミングライツパートナー企業を募集します。募集条件などの詳細については、参考資料5を参照してください。
- (5) 指定管理を開始する令和6年4月以降の韮公園における電気の供給については、指定管理者と電気事業者との間の契約としますが、韮公園東園の一般園地の一部については、大阪市と現行の電気事業者（関西電力株式会社）との契約を継続します。なお、今後、当該契約更新に伴い、供給契約の内容や料金算定、請求、支払方法等に変更があった場合は、大阪市と協議するものとします。

11 担当

担 当：大阪市建設局公園緑化部調整課（公園活性化担当）〔代表〕

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課（スポーツ施設担当）

住 所：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階

電話：06-6615-6723

E-mail：siteikanri-kouen@city.osaka.lg.jp

建設局ホームページアドレス：<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>